

令和 8 年度ほしいも生産における民間型 HACCP 認証等取得支援事業費補助金交付等要項

(通則)

第 1 条 令和 8 年度ほしいも生産における民間型 HACCP 認証等取得支援事業費補助金の交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和 36 年茨城県規則第 67 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(事業の内容等)

第 2 条 知事は、ほしいも生産における製品の安全性向上に取り組む意欲的な経営体が、販路の拡大や海外市場への展開に必要となる民間型 HACCP 認証等（FSSC22000、ISO22000、JFS-C、JFS-BPlus、JFS-B 等）を取得するための取組を支援することとし、対象経費、補助率等は別表に定めるとおりとする。

(事業実施主体)

第 3 条 事業実施主体は、ほしいもの製造施設を所有又は管理する農業者、営農集団等の農業者団体及び農業法人等であって、かつ民間型 HACCP 認証等が取得可能な者とし、次に掲げる全てを満たす者とする。

- (1) 事業実施年度中又は事業実施年度の翌年度中に民間型 HACCP 認証等を取得するために、認証機関等による審査を受けること（過去に民間型 HACCP 認証等を取得していたことがあるが、現在取得していない者を含む。また、既に民間型 HACCP 認証等を取得している者は、より高度な認証を取得する場合や新たな製造施設について認証を取得する場合は対象とする。）。
- (2) 民間型 HACCP 認証の申請者が事業実施主体と同一であること。なお、事業実施主体と申請者が異なる場合には、両者の関係を証する書類を提出できること。
- (3) 他の補助金等により、上記（1）で審査を受ける民間型 HACCP 認証等の取得に係る経費を補助されていないこと。

(事業の申請手続)

第 4 条 事業実施主体は、補助金の交付を受けようとするときは、事業実施計画承認申請書兼補助金交付申請書（様式第 1 号）を作成し、知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

- 2 事業実施主体は、前項の補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合には、この限りでない。

(事業の採択要件等)

第5条 本事業における採択要件は各号に掲げるとおりとする。

(1) 次のいずれかの取組に係る成果目標を設定し、当該目標の実現が見込まれること。

なお、目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

・民間型 HACCP 認証等を活用した販路開拓及び販売単価の 10%以上の向上。

・輸出向け販売量又は販売額の 10%以上の増加。

(2) 事業実施年度中又は事業実施年度の翌年度中に民間型 HACCP 認証等の審査を受けること。なお、審査を受けた結果、認証取得に至らなかった場合においても、認証取得に向けた取組を継続し、成果目標の実現を目指すこと。

2 知事は、次に掲げる各号に基づき審査を行い、採択するものとする。

(1) 民間型 HACCP 認証等の取得に必要な取組であるか。

(2) 民間型 HACCP 認証等取得までのスケジュールが明確となっているか。また、実現可能性が高いか。

(3) 民間型 HACCP 認証等取得に向けた推進体制は確立されているか。

(4) 成果目標に妥当性及び具体性があるか。

(事業の採択及び交付決定の通知)

第6条 知事は、第4条第1項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請書について、前条の規定による審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに事業の採択及び交付決定を行い、事業計画承認書兼交付決定通知書(様式第2号)により、その旨を事業実施主体へ通知するものとする。

2 第4条第1項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

第7条 事業実施主体は、第4条第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、前条第1項の規定による通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を知事に提出しなければならない。

(事業の実施等)

第8条 本事業の着手については、規則第5条に定める交付の決定(以下「交付決定」という。)の後に着手するものとする。

2 本事業を活用するに当たっては、事業実施主体は事業内容に応じた適切な規模の設備の選定、事業の実施をするよう努めなければならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認等)

第9条 事業実施主体は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更等承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 事業の中止又は廃止
- (3) 事業費の 30%以上を超える増減
- (4) 補助金額の増又は 30%を超える減

2 前項の規定により変更等承認申請書が提出された場合において、当該申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、補助金変更等承認通知書（様式第 4 号）により、事業実施主体に通知するものとする。

（概算払）

第 10 条 補助金は、原則、事業完了後に交付するものとする。ただし、知事が補助事業の円滑な遂行上必要と認めるときは、補助金交付決定額の 90%の額を限度として、概算払することができる。

- 2 事業実施主体は、前項のただし書の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、概算払申請書（様式第 5 号）を知事に提出しなければならない。
- 3 前項の規定により概算払を受けた事業実施主体は、実績報告書を提出する際に、概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成 5 年茨城県告示第 404 号）様式第 86 号）及び概算払精算内訳書（同様式第 87 号）を併せて提出しなければならない。

（実績報告）

第 11 条 事業実施主体は、補助事業が完了したとき、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は令和 9 年 2 月 15 日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第 6 号）を知事に提出しなければならない。

- 2 事業実施主体は、第 4 条第 2 項ただし書により交付の申請をした場合は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助事業に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 事業実施主体は、第 4 条第 2 項ただし書により交付の申請をした場合は、第 1 項に規定する実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助事業に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額して報告した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（様式第 7 号）により速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けて、これを返還しなければならない。また、当該補助事業に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又は消費税仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年 5 月 31 日までに、同様式に知事に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第 12 条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及び

これに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第 8 号）により事業実施主体に通知するものとする。

- 2 知事は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合に、既にその額を超える補助金が交付されていた場合には、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還は、交付決定者の定めた期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

（状況報告）

第 13 条 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度までの間、事業実施状況報告書（様式第 9 号）を作成して、翌年度の 6 月末までに知事に報告するものとする。

- 2 事業実施主体は、事業実施年度の翌年度から目標年度までの間、民間型 HACCP 認証等の取得に係る審査を受けた場合は、審査結果が判明した日から 1 か月以内に、審査結果報告書（様式第 10 号）により、知事に報告するものとする。
- 3 前項による報告のほか、知事は事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、事業の状況について報告を求めることができる。

（交付決定の取消等）

第 14 条 知事は、第 9 条第 1 項第 2 号の規定による補助事業の変更の申請があった場合及び次の各号に示す場合には、第 8 条の規定による交付決定の全部又は一部を取消し、若しくは変更することができる。

- （1）事業実施主体が、法令、本要項又は法令若しくは本要項に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- （2）事業実施主体が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- （3）事業実施主体が、本事業等に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- （4）事業実施主体が、補助事業の採択要件等を満たさないことが判明した場合
- （5）交付決定後生じた事情の変更により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 知事は、前項の規定による交付決定の取消をした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。ただし、事業実施主体の責めに帰すことができない事由と知事が認める場合は、この限りでない。
- 3 知事は、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領日から納付日までの期間に応じ、年 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

（財産の管理）

第 15 条 事業実施主体は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下

「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 事業実施主体は、本事業により整備した機械設備等に、本事業名を表示するものとする。

(財産処分の制限)

第 16 条 取得財産等のうち、規則第 20 条第 1 項第 2 号の知事が指定する機械及び重要な器具は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。

- 2 規則第 20 条第 1 項に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については期間の定めなく。）とする。

- 3 事業実施主体は、処分制限期間において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 4 処分制限期間において、知事の承認を得て財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

- 5 取得財産等で、処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳（様式第 11 号）及びその関係書類を整備保管しなければならない。

(補助金の経理)

第 17 条 事業実施主体は、補助事業等についての帳簿を備え、ほかの経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、その収入及び支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。ただし、消費税法第 58 条の規定による帳簿の保存は、同法施行令（昭和 63 年政令第 360 号）第 71 条に定める期間とする。

- 3 前 2 項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(事業費の低減等)

第 18 条 事業実施主体は、次に掲げる取組を実施し、事業費の低減等に努めるものとする。

- (1) 民間型 HACCP 認証等取得のために、コンサルティングを活用する場合は、その選定について、3 者以上の見積り徴取を原則とする。なお、仕様に該当する者の不在等により 3 者以上の見積りの徴取が困難と認められる場合には、理由書をもって、2 者以下の見積り又は随意契約も可能とする。
- (2) 1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具の購入先の選定に当たっては、一般競争入札の実施又は 3 者以上の見積り徴取を原則とする。

(効率的かつ適正な執行の確保)

第 19 条 知事は、本事業の実施に関し、必要な限度において、事業実施主体に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 知事は、本事業の実施に関し監督上必要があるときは、その補助事業を検査するとともに、その結果、違反の事実があると認められるときには、その違反を是正するために、事業実施主体に対し、必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(補則)

第 20 条 本要項に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項については、知事が別に定める。

付 則

この要項は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

別表

補助対象経費	補助率
ほしいも生産における民間型 HACCP 認証等の取得に係る以下の経費 (1) 認証取得のための審査に要する経費 (認証機関の審査・登録費、証明書発行費等) (2) コンサルタントの活用及び生産従事者の勉強会等に要する経費 (コンサルタント費、専門家等謝金、会場等の借上料、研修会・セミナーへの参加費(教材費含む。ただし交通費、宿泊費は対象外とする。)等) (3) 簡易な施設・設備の改修に要する経費 (作業エリアのゾーニングに必要な改修、衛生管理計画の実行に必要な改修等) 次の経費は、補助の対象外とする。 (1) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費 (2) 他の補助金を受けた(又は受ける予定の)経費 (3) 農業以外に使用可能な汎用性の高いもの(例えば、パソコンなど。)の導入に係る経費 (4) 既存の機械・施設の代替えとして、同種、同規模及び同効用のものを再度整備(いわゆる更新)する経費	1 / 2 以内 ※ 1 事業実施主体当たりの補助金の上限額は 50 万円とする。

様式第 1 号（要項第 4 条第 1 項関係）

令和 8 年度ほしいも生産における民間型 HACCP 認証等取得支援事業費補助金
実施計画承認申請書兼補助金交付申請書

番 号
年 月 日

茨城県知事 殿

事業実施主体名
代 表 者 名

令和 8 年度において、事業を実施したいので、令和 8 年度ほしいも生産における民間型 HACCP 認証等
取得支援事業補助金費交付等要項第 4 条の第 1 項の規定に基づき、関係書類を添えて実施計画の承認を
申請する。

また、併せてほしいも生産における民間型 HACCP 認証等取得支援事業費補助金 円の交付を
申請する。

（注）関係書類として、様式第 1 号別添及び添付資料を提出すること。

様式第 1 号別添

令和 8 年度ほしいも生産における民間型 HACCP 認証等取得支援事業 実施計画書（実績報告書・実施状況報告書）

1 事業の目的（実績）

※実施報告書の際は、「事業の実績」とし実績について記載すること。

2 事業実施主体の概要

（1）事業実施主体名及び連絡先等

事業実施主体名		所在地	
代表者名		電話番号	
担当者名		メールアドレス	

（2）ほしいもの生産状況

品種名	現況（令和 年度）		目標（令和 10 年度）		実績（令和 8 年度）※		実績（令和 9 年度）		実績（令和 10 年度）	
	栽培面積 (ha)	ほしいも 生産量(t)※	栽培面積 (ha)	ほしいも 生産量(t)	栽培面積 (ha)	ほしいも 生産量(t)	栽培面積 (ha)	ほしいも 生産量(t)	栽培面積 (ha)	ほしいも 生産量(t)
計										

※ほしいも生産量については、当該年度に作付けしたさつまいもを原料としたほしいもの生産（予定）量を記載すること。

※実績については、事業実施状況報告の際に記載すること。

(3) ほしいもの販売状況

民間型 HACCP 認証等 の必要 性 ※1	販売方法	現況（令和 年度）		目標（令和 10 年度）		実績（令和 8 年度） ※2		実績（令和 9 年度）		実績（令和 10 年度）	
		販売量 (t)	売上 (千円)	販売量 (t)	売上 (千円)	販売量 (t)	売上 (千円)	販売量 (t)	売上 (千円)	販売量 (t)	売上 (千円)
	直接販売（庭先含む）										
	直売所										
	ネット販売（自社HP）										
	E C サイト										
	輸出										
	その他（ ）										
	計										

※1 販売量又は販売金額の増加に当たり、当事業で認証取得を目指す民間型 HACCP 認証等が必要となる販売方法の欄に○を記載すること。

※2 実績については、事業実施状況報告の際に記載すること。

(4) ほしいもの販売単価

品種名(干し方)※1	現況（令和 年度）	目標（令和 10 年度）	単価 上昇率 B/A (%)	実績（令和 8 年度） ※2	実績（令和 9 年度）	実績（令和 10 年度）
	平均単価 A (円/kg)	平均単価 B (円/kg)		平均単価 (円/kg)	平均単価 (円/kg)	平均単価 (円/kg)

※1 当事業で民間型 HACCP 認証等を取得し、販売単価の向上を目指す主な品種について記載し、品種名の横には括弧書きで干し方（平干しや丸干しの別）を記載すること。

※2 実績については、事業実施状況報告の際に記載すること。

3 事業の実施内容

(1) 取得する民間型 HACCP 認証等

	取得計画	取得実績※2
民間型 HACCP 認証等の名称		
審査機関		
審査時期（実績の場合は日時）		
認証取得施設（所在地）		
申請者名※1		

※1 申請者名と事業実施主体名が異なる場合は、事業実施主体と申請者の関係を証する書類を提出すること。

※2 取得実績は、実績報告書又は実施状況報告の際に記載すること。

(2) 民間型 HACCP 認証等を活用した販路開拓や輸出等の販売計画

販売計画	販売実績（令和8年度）	販売実績（令和9年度）	販売実績（令和年度）

※販売計画には販売先、販売量、販売単価の計画を記載し、事業実施状況報告の際に販売計画に準じて販売実績を記載すること。併せて、販売計画には計画実現に向けて実施する販売面における活動計画を記載し、販売実績欄には実際に行った販売面における活動実績について記載すること。

(3) 補助事業の内容及び負担区分

区分	取組内容	総事業費 (円)	負担区分			備考
			県補助金	自己負担	その他	
(1) 認証取得のための審査						
(2) コンサルタントの活用・勉強会開催等						
(3) 簡易な施設・設備の改修						

※備考の欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち県費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(4) 取組スケジュール（取組実績※）

4 月		10 月	
5 月		11 月	
6 月		12 月	
7 月		1 月	
8 月		2 月	
9 月		3 月	

※1 事業実施年度の翌年度中に審査を受ける場合は、適宜欄を増やして審査までのスケジュールを記載すること。

※2 実績報告書の際は、「取組実績」とし実際に取り組んだ内容を記載すること。

(5) 民間型 HACCP 認証等の取得に向けた推進体制及び役割分担

--

4 事業完了（予定）年月日 令和 年 月 日

5 収支予算（決算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
事業実施主体	円	円	円	円	
その他	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

(2)支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
事業実施主体	円	円	円	円	
その他	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

6 補助金の受領方法（口座振込払）

払 込 先 銀 行 名	銀行 支店
預金種目・口座番号	1 普通 2 当座 3 その他() 口座番号
(フリガナ) 口 座 名 義	

7 添付資料

- (1) 認証取得施設の位置図・配置図・平面図
- (2) 見積書等、事業費の積算根拠となる資料
- (3) 施設・設備の改修内容が分かる資料（図面等）
- (4) 販売先ごとの販売量、売上、販売単価が分かる資料（実施状況報告にも添付すること）
- (5) 事業費の支払根拠となる資料（請求書、通帳の写し、領収書等）（実績報告書に添付）

- (6) 事業費に係る取組実績が分かる資料（実績報告書に添付）
- (7) 施設・整備の改修内容が分かる資料（図面・写真等）（実績報告書に添付）
- (9) その他知事が必要と認める資料

令和8年度ほしいも生産における民間型 HACCP 認証等取得支援事業費補助金
実施計画承認書兼交付決定通知書

番 号
年 月 日

殿

茨城県知事

令和 年 月 日付けで申請のあった事業計画について承認し、併せて申請のあったほしいも生産における民間型 HACCP 認証等取得支援事業費補助金については、茨城県補助金交付規則第5条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同規則第7条の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付けで申請（以下「申請書」という。）のあった令和8年度ほしいも生産における民間型 HACCP 認証等取得支援事業費補助金とし、その内容は申請書の補助事業の内容欄記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における当該補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

令和8年度ほしいも生産における民間型 HACCP 認証等取得支援事業費補助金

補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

- 4 補助事業者は、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号）及び令和8年度ほしいも生産における民間型 HACCP 認証等取得支援事業費補助金交付等要項に従わなければならない。
- 5 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産について適正に管理運営されるよう留意しなければならない。
- 6 補助事業者は、次に掲げる内容について留意しなければならない。
 - （1）この補助金に係る規則、要項、要領に従いその条件に違反した場合には、当該補助金等の全部又は一部を返還させることがあること。
 - （2）補助事業者は、当該補助金等の交付を申請するにあたって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないため、これを含めて申請した場合は次の条件に従わなければならないこと。
 - ア 補助事業者は、補助事業等の実績報告書を提出する場合において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを当該補助金額から減額して報告しなければならない。
 - イ 補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税の申告により前記の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記アにより減額した場合にあたっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（様式第7号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
 - （3）補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5ヵ年（消費税等が適用される事業主体にあつては7ヵ年）整備保管しなければならないこと。

令和8年度ほしいも生産における民間型 HACCP 認証等取得支援事業費補助金
変更等承認申請書

番 号
年 月 日

茨城県知事 殿

事業実施主体名
代 表 者 名

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、
下記のとおり〇〇（注1）したいので、令和8年度ほしいも生産における民間型 HACCP 認証等取得支
援事業費補助金交付等要項第9条第1項の規定に基づき申請する。

記

（注）1 本文中〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」
とする。

2 記の記載要領は、様式第1号別添の様式に準ずるものとし、同様式中「事業の目的」を変更
の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換え、補助金の交
付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場
合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書
きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書きで上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添
付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

3 補助金の額が増加する場合は、「変更承認申請書」を「変更承認及び追加交付申請書」とし、
本文中の「下記のとおり〇〇したいので、ほしいも生産における民間型 HACCP 認証等取得支援
事業費補助金交付等要項第9条第1項の規定に基づき申請する。」を「下記のとおり変更したい
ので、ほしいも生産における民間型 HACCP 認証等取得支援事業費補助金交付等要項により補助
金〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。

令和8年度ほしいも生産における民間型 HACCP 認証等取得支援事業費補助金
補助金変更等承認通知書

番 号
年 月 日

殿

茨城県知事

令和 年 月 日付けで変更等承認申請のあった事業計画の〇〇（注1）について承認し、令和 年 月 日付け 第 号で交付決定した内容の下記のとおり変更することとしたので、令和8年度ほしいも生産における民間型 HACCP 認証等取得支援事業費補助金交付等要項第9条第2項の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付けで申請のあった変更等承認申請書のとおりとし、補助金交付の要件を含むその他については、令和 年 月 日付け 第 号による交付決定通知書のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

令和8年度ほしいも生産における民間型 HACCP 認証等取得支援事業費補助金		
補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

（注）本文中〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

様式第 5 号（要項第 10 条第 2 項関係）

令和 8 年度ほしいも生産における民間型 HACCP 認証等取得支援事業費補助金概算払申請書

番 号
年 月 日

茨城県知事 殿

事業実施主体名
代 表 者 名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった事業について、令和 8 年度ほしいも生産における民間型 HACCP 認証等取得支援事業費補助金交付等要項第 10 条第 2 項の規定により、下記のとおり補助金の概算払を申請します。

記

- 1 申請理由
- 2 申請額
金 円

事項	交付決定額 (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (C)	残額 (A- (B+C))	備考
	円	円	円	円	

- (注) 1 概算払限度額は、交付決定額の 90%を上限とする。
- 2 補助事業に要する経費の月別所要見込額を記載した書面を添付する。

様式第 6 号（要項第 11 条第 1 項関係）

令和 8 年度ほしいも生産における民間型 HACCP 認証等取得支援事業費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

茨城県知事 殿

事業実施主体名
代 表 者 名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、令和 8 年度ほしいも生産における民間型 HACCP 認証等取得支援事業費補助金交付等要項第 11 条第 1 項の規定により、その実績を報告します。

記

（注）関係書類として、様式第 1 号別添及び添付資料を提出すること。

令和 8 年度ほしいも生産における民間型 HACCP 認証等取得支援事業費補助金
消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

茨城県知事 殿

事業実施主体名
代 表 者 名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知があった事業について、令和 8 年度ほしいも生産における民間型 HACCP 認証等取得支援事業費補助金交付等要項第 11 条第 3 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1	茨城県補助金等交付規則第 14 条に基づく補助金の額の確定額 (令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)	金	円
2	補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4	補助金返還相当額（3－2）	金	円

（注）記載内容が確認できる資料を添付すること。

令和 8 年度ほしいも生産における民間型 HACCP 認証等取得支援事業費補助金額確定通知書

番 号
年 月 日

殿

茨城県知事

令和 年 月 日付けで実績報告のあった令和 8 年度ほしいも生産における民間型 HACCP 認証等取得支援事業については、茨城県補助金等交付規則第 14 条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

補助金の確定額 円

様式第9号（要項第13条第1項関係）

令和8年度ほしいも生産における民間型 HACCP 認証等取得支援事業費補助金
事業実施状況報告書

番 号
年 月 日

茨城県知事 殿

事業実施主体名
代 表 者 名

令和 年 月 日付けで実績報告したこのことについて、別添のとおり令和 年度の事業実施状況を
とりまとめたので、令和8年度ほしいも生産における民間型 HACCP 認証等取得支援事業費補助金交付等
要項第13条第1項の規定により、提出します。

（注）様式第1号別添（実績報告書）に、報告年度の実施状況を記載し、添付すること。

令和 8 年度ほしいも生産における民間型 HACCP 認証等取得支援事業に係る審査結果報告書

番 号
年 月 日

茨城県知事 殿

事業実施主体名
代 表 者 名

令和 年 月 日付けで実績報告したこのことについて、下記のとおり民間型 HACCP 認証等の審査を受けましたので、その結果について報告します。

記

- 1 審査日 令和 年 月 日
- 2 審査機関
- 3 審査を受けた認証の名称
- 4 審査結果
- 5 次回申請予定時期
- 6 次回申請時までに講じる措置

- （注） 1 記載内容が確認できる資料を添付すること。
- 2 「5 次回申請予定時期」及び「6 次回申請時までに講じる措置」については、「4 審査結果」で民間型 HACCP 認証等の取得に至らなかった事業者のみ記載すること。

様式第 11 号（要項第 16 条第 5 項関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名		実施年度	令和 年度	事業名	令和 8 年度ほしいも生産における民間型HACCP認証等取得支援事業
---------	--	------	-------	-----	------------------------------------

事業の内容			工 期		経 費 の 配 分			処分制限期間		処分の状況		摘要	
名称	設置場所	数量	着 工 年月日	竣 工 年月日	総事業費	負 担 区 分			耐 用 年 数	処分期限 年 月 日	承 認 年月日		処 分 の内容
						県 費	自己負担	その他					
合計													

- （注） 1 処分期限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸し付け、担保提供等別に記入すること。
3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
4 この様式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の様式をもって財産管理台帳に替えることができる。